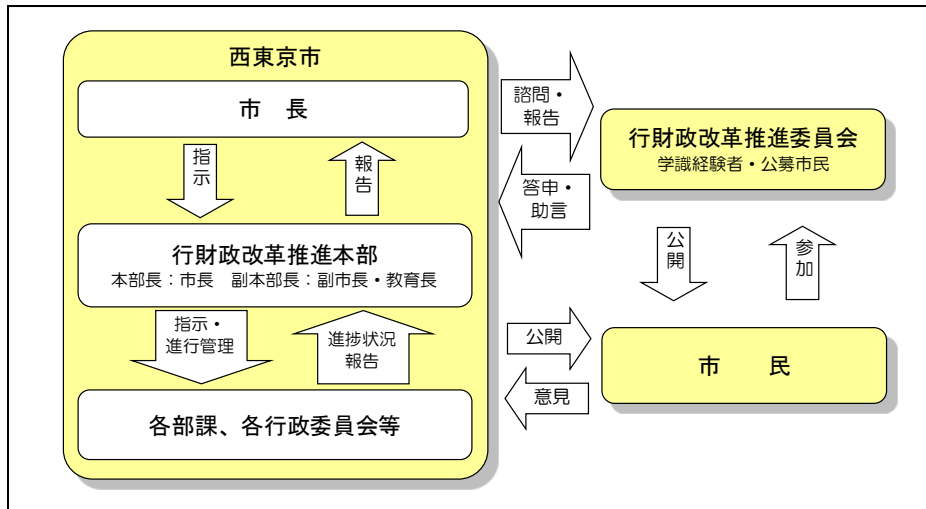


委員会の運営方法について

1 委員会の目的、所掌事務、推進体制

- ・ 目 的：西東京市行財政改革推進委員会条例 第 1 条
- ・ 所掌事務：西東京市行財政改革推進委員会条例 第 2 条
- ・ 推進体制：



2 会議の公開、会議録の作成及び公開

(1) 会議の公開（西東京市市民参加条例第 8 条、第 9 条）

- ・ 附属機関等の会議は、不開示情報を審議する場合や、公開が円滑な審議の妨げとなる場合を除き、公開しなければならない。
- ・ 公開する場合は、開催情報を市の広報やHPなどで事前に公表する。
- ・ 傍聴者は会議資料を閲覧できる。
- ・ 開催した会議については会議録を作成し、公開しなければならない。

(2) 会議録（西東京市市民参加条例施行規則第 4 条、第 8 条）

- ・ 会議録の記述内容は、全文記録、要点記録、発言内容ごとの要点記録の中から選択します。
- ・ 会議録は、会議終了後、事務局で作成し、次の会議までに事前に委員に配付して内容をご確認いただきます。内容確定後、田無庁舎、保谷庁舎の情報公開コーナー及び市HPで閲覧できるようにします。

(3) 傍聴（西東京市行財政改革推進委員会会議傍聴要領）

- ・ 会議の具体的な公開手続き及び傍聴できないケースや傍聴の際のルール等について要領で定めています。

※会議録の作成のため、会議の発言内容を録音します。